

公益財団法人東京大学学生キリスト教青年会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益財団法人東京大学学生キリスト教青年会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都文京区におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は東京大学の学生（含大学院生）間にキリスト教を宣べ、かつ、その靈性、知性、身体、の発達を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①寄宿舍を設置し運営すること
- ②研究会、修養会、座談会等を実施すること
- ③公開講演会を開催すること
- ④他大学YMCAとの交流を行うこと
- ⑤その他、目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、東京都に於いて行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公告)

第6条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第7条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 舎費、賛助費及び寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第8条 この法人の財産は基本財産とその他の財産の2種とする。

2. 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第9条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとする。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第10条 基本財産については適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. この法人の事業の遂行上、やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合及び基本財産から除外しようとする場合には、理事会及び評議員会において議決に加わることの出来る理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第14条 この法人の会計は、その行う事業に応じて一般に公正妥当とみとめられる会計の慣行に従うものとする。

第4章 役員

(役員の種類)

第15条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 15名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

5. 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
6. 理事又は監事に異動があったときは遅滞無くその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務を処理する。
3. 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
4. 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること
- (3) 理事会に出席し必要があると認める時は意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他の法令上の権限を行使すること

(役員等の任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 3. 補欠として又は増員により選任された理事及び補欠として選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
 4. 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員等の解任)

第20条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第21条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員には報酬を支給することができる。

2. 役員にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なくその取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第23条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第24条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数の最下限を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8. 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては

当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは
当該補欠の評議員相互間の優先順位

9. 第7項の補欠の評議員の選任に係わる決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第25条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 評議員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第26条 評議員は無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の構成及び招集等)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2. 理事会は、毎事業年度3回、理事長が招集する。
3. 前項の規定に係わらず、理事長が必要と認めた時、又は次の各号の一つに該当する場合には、理事長は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知を発しななければならない。
 - (1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき
 - (2) 第18条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき
4. 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は臨時理事会を招集することができる。
5. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは理事会において選任する。
6. 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(理事会の定足数及び議決等)

第28条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議をのべたときは、この限りではない。
4. 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項(第17条第4項の報告を除く)を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の権限等)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 前号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長、常務理事の選定及び解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事録は、議長が作成し、出席した理事長及び監事が署名捺印の上、これを保存する。

第7章 評議員会

(評議員会の権限等)

第31条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員会は次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業報告及び計算書類の承認
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるものの他、法令及びこの定款に定める事項

(評議員会の招集等)

第32条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が理事会の決議に基づき招集する。

2. 臨時評議員会は、理事長が必要と認めるとき理事長が理事会の決議に基づき招集する。
3. 第1項及び第2項に関わらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
4. 前項による請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。
5. 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面をもって通知を発しなければならない。
6. 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。
7. 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(評議員会の定足数及び議決等)

第33条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、その事項について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
3. 理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第34条 評議員会の議事録は議長が作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。ただし第3条に規定する目的及び第24条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の議決を得て変更することができる。

2. 前項の変更を行う場合は、事前に行政庁の認定が必要とされるものについては事前に行政庁の認定を受けるものとし、その他については決議後遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第36条 この法人は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般財団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第38条 この法人が、公益認定取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第39条 この法人の解散等に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、議決に加わることができる理事、評議員の4分の3以上の議決により、類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第9章 会員・賛助会員

(会員)

第40条 この法人の目的に賛同して入会申込みを行い、理事長が承認した者を会員とする。

2. 会員は理事会において別に定めるところにより会費を納入するものとする。
3. 会員はいつでも理事長宛に退会届けを提出して、退会することができる。

(賛助会員)

第41条 この法人には、賛助会員をおくことができる。

2. 賛助会員は、この法人の目的に賛同してこの法人の事業を援助する個人又は法人とする。
3. 賛助会員になろうとする者は、入会申込み書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。
4. 賛助会員は、理事会において別に定めるところによる賛助会費を納入するものとする。
5. 賛助会員が退会しようとするときは理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第10章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第42条 事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 財産目録
 - (3) 役員等名簿
 - (4) 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程
 - (5) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (6) 事業報告書、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書及びそれらの附属明細書
 - (7) 前号の監査報告書
 - (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めに従い、閲覧等の情報公開を行うものとする。

(職員)

第43条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。職員の任免は理事長が行う。

(細 則)

第44条 この定款の施行についての細則は理事会の決議を経て別に定める。

(附則)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は、原田明夫とする。
4. この法人の最初の常務理事は、長島 章とする。

平成24年4月1日

当法人の定款に相違ない。

公益財団法人東京大学学生キリスト教青年会 代表理事 原田明夫

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は公益財団法人東京大学学生キリスト教青年会の役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規定において役員等とは、定款に定める役員、評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、常勤役員である常務理事である者に対してのみ支給する。

2. 報酬は年間150万円以内とし、支給の額は理事会が定める。
3. 報酬は、常務理事に就いた当月分からその職を離れた当月分まで支給する。
4. 報酬は、当月分をその月の25日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は毎月25日に支給する。ただし25日が銀行休業日あたるときはその前日に支給する。

2. 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には通勤に要する費用として実費に相当する通勤手当を支給するものとする。

2. 通勤手当の支給方法は第4条に規定する支給方法による。

第6条 本財団は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(費用の弁償)

第7条 役員等が出張を行うときは、交通費実費を支給することができる。

附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会員・賛助会員の会費に関する規程

第1条 会員及び賛助会員は、年会費として次の金額を支払うものとする。

会員 年 5,000円 但し、会員が学生である場合は年 3,000円とする。

賛助会員 年 5,000円以上。

第2条 第1条に定める年会費は、全額法人の管理費に充当されるものとする。